

さいたま市HIV及び梅毒迅速検査・相談業務委託仕様書

- 1 件 名 さいたま市HIV及び梅毒迅速検査・相談業務
- 2 履行場所 埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2 JACK大宮内
又は市が指定する場所
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 業務内容 業務委託特記仕様書による。
- 5 一般事項
 - (1) 業務遂行上必要な事項は、別に業務委託特記仕様書に定める。
 - (2) 受託者は、契約締結後本委託に関する次のアからウまでの書類を委託者に提出する。
書類の内容については、事前に委託者と協議すること。
なお、イについては委託者の承諾を受ける。ウについては、業務完了時に完了報告書と併せて提出する。
ア 各業務の責任者及び組織体制
イ 実施計画書及び業務員名簿
ウ 実施報告書
 - (3) 受託者は、事故を早期に発見し、迅速かつ適切な処置をとるとともに、委託者に連絡する。
 - (4) 受託者は、業務上知り得た市の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。
 - (5) 受託者は、業務の実施にあたって、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負う。
 - (6) 受託者は、危害発生の防止を図るとともに業務にあたる施設等の概要、状態等を十分把握する。
 - (7) 上記(1)から(6)の他、委託者の依頼に基づく業務については協議による。
 - (8) 本仕様書及び業務委託特記仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の事項についても、軽微な変更など業務上当然に必要な事項として、業務履行の範囲に含まれるものとする。
なお、疑義の生じた場合には、委託者と受託者で協議し取り決める。
 - (9) 受託者は、契約締結前に委託者と受託者で協議し、委託者の承諾後に支払内訳書を作成し提出する。
 - (10) 受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるよう努めること。

さいたま市HIV及び梅毒迅速検査・相談業務委託特記仕様書

1. 事業目的

HIV及び梅毒検査を希望する市民等に、より検査が受け易い環境を確保するため、交通アクセスのよい駅前に検査場所を確保し、休日に検査事業を実施する。また、行政では介入することが難しい同性愛者等の個別施策層を対象とした広報活動、普及啓発及び検査相談を実施する。

2. 内容

(1) 検査会場の使用に係る各種手続

※検査会場の確保について、委託者が協力するものとする。

(2) 検査の予約等の対応及び相談日時

ア. 電 話：原則毎週月～金曜日 12時～18時

(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

イ. メール：随時

(3) 検査の実施

ア. 日 時：

(ア) 実施日：原則毎月第2日曜日 (年間12回)

(イ) 事前準備、検査及び後片付け等：7時30分～18時00分

イ. 場 所：埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2 JACK大宮内

又は市が指定する場所

ウ. 対象者：検査を希望する者 (原則予約制。受検者数見込は80名程度)

エ. 検査及び相談内容：

(ア) HIV迅速検査：検査前後のカウンセリング、検査(検査当日の確認検査を含む。)

及び検査結果告知。また、陽性者に対する医療機関への紹介状の発行及び予約支援、医療機関へ受診するまでの相談支援並びに感染症法に基づく発生の届出

(イ) 梅毒迅速検査：検査前後のカウンセリング、検査、検査結果告知及び陽性者に対する医療機関への受診勧奨

オ. 費 用：無料 (対象者からの料金徴収は行わない。)

カ. 業務に従事する者の職種：

医師、看護職、臨床検査技師、心理職、事務職…各1名以上

(4) HIV陽性者・エイズ患者会等の紹介

(5) 検査会場に関する医療法その他関係法令についての、医療施設としての許認可手続きに関する業務

(6) 従事者及びHIV検査や医療、予防啓発に従事する機会のある委託者の職員へ、研修を行う

ア. 従事者に対し、HIV/エイズ及び梅毒や性感染症全般について、その他検査・相談業務にあたり必要になる知識や技術に関する研修を行う。

イ. HIV及び梅毒の検査や医療、予防啓発に従事する機会のある委託者の職員等に対し、検査・相談業務での適切な対応や支援にあたり必要となる知識・コミュニケーション・技術

に関する研修を行う。研修の内容は、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

(7) HIV及び梅毒迅速検査普及啓発（同性愛者等の個別施策層及びその他一般向け）

ア. 同性愛者等の個別施策層向け

- (ア) 同性愛者等が交流するSNS及び施設への検査の周知（通年）
- (イ) 市内の商業施設における同性愛者等を対象としたPR、資料配布（通年）
- (ウ) 同性愛者等を対象とした予防啓発プログラム（年1回）

同性愛者等特有のリスクや実践的な予防方法の提供のため、HIV陽性者を含む同性愛者等による、HIV予防のための実践的スキルの向上を図るための同性愛者等を対象とした予防啓発プログラムを市内で実施（90分～120分程度）

イ. その他一般向け

- (ア) 迅速検査の実施にあたっての周知（インターネット、ホームページへの掲載及びポスター、チラシの作成及び配布）（通年）
- (イ) 検査会場における本市の作成した啓発資料の設置及び配布（通年）

(8) さいたま市エイズ対策推進協議会における委託業務内容に関する資料の作成及び報告

(9) その他業務にあたって必要な業務

3. 業務に係る経費について

委託料には、業務に伴う経費として、以下の経費を含むものとする。

- (1) HIV及び梅毒迅速検査にかかる検査キット・機材の購入費及び保守管理料
- (2) 採血に使用する消耗品の購入費
- (3) 間診票、受付票等の用紙類の購入費
- (4) 検体の廃棄処理（採血に使用した注射針等の医療廃棄物の処理を含む。）にかかる経費
- (5) 業務に必要な電気及び電話の使用料
- (6) 検査会場及び機材借用料
- (7) 機材運搬用の自動車関係費用（ガソリン代を含む。）
- (8) その他業務にあたって必要な費用

4. 業務に従事する者の資格、業務の責任者及び組織体制等

- (1) HIV及び梅毒迅速検査・相談業務に従事する者は、医師・看護職・臨床検査技師・心理職等の資格を有する者、またはそれと同等の技能を有する者とする。
- (2) 検査受付・会場誘導等に関わる従事者については、資格等は問わない。
- (3) 責任者は、業務実施にあたり、委託業務内容を十分理解し、市民等からの問い合わせに対し円滑に対応できるよう指揮監督する者とする。
- (4) 責任者は、従事者の勤務状況を把握し、業務の向上に努めるとともに、業務に従事する者に對し、マニュアルに応じた適正な指導、育成を行うこととする。
- (5) 業務に従事する者の中から、1名責任者を選任し、常に委託者と連絡の取れる体制をとることとする。

- (6) 検査の検査を受託者が実施する場合は、衛生検査所登録証明書の写しを委託者に提出する等、検査体制について、報告すること。

5. 服務規律

- (1) 業務に従事する者は、名札を着用するとともに、常に身分証明書を携帯するものとする。
- (2) 業務に従事する者は、業務対象が市民等であることを十分に認識し、礼儀正しく品行を慎み、親切丁寧な対応を心がけ、仮にも粗暴な言動があつてはならない。
- (3) 業務に従事する者は、勤務中の飲酒、所定の場所以外での喫煙、その他職務遂行を怠るような行動をとつてはならない。
- (4) 業務に従事する者は、検査会場等の使用については、衛生管理、施設の保守、火災防止等に留意し、必要に応じて室内の清掃を行う。

6. 業務報告

- (1) 毎月の業務を完了したときは、完了日から1週間以内に完了報告書及び月間の実施報告書を委託者へ提出すること。なお、実施報告書の内容は、予約人数、相談人数、検査人数、検査結果及び業務に従事した者等とし、その他は委託者と受託者が協議して定める。
- (2) 契約期間の全ての業務を完了したときは、完了日から2週間以内に完了報告書及び期間中の実施報告書を委託者へ引渡すこと。なお、実施報告書の内容は、毎月の実施報告書の内容に加え、研修、普及啓発等とし、その他は委託者と受託者が協議して定める。

7. 事故の処理等

- (1) 業務において事故が発生した場合、受託者は直ちに事故の経緯、状況等を調査し、委託者に報告しなければならない。
- (2) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、委託者が負担するものとし、その額は受託者と委託者が協議して定める。

8. その他の事項

- (1) 本仕様書に記載されていない事項であつても、法令により義務付けられている事項及び軽微な変更など業務上当然に必要な事項については、業務履行の範囲に含まれるものとする。
- (2) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ、これを定める。